

○松江市ゆうあい熊野館の設置及び管理に関する条例

平成17年3月31日

松江市条例第292号

(設置)

第1条 市民の福祉を増進し、他市町村との地域間交流の推進に資することを目的として、松江市ゆうあい熊野館（以下「ゆうあい熊野館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ゆうあい熊野館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松江市ゆうあい熊野館	松江市八雲町熊野773番地1

(施設等)

第3条 ゆうあい熊野館には、次に掲げる施設を置く。

- (1) 本館
- (2) 休憩所
- (3) 温泉スタンド
- (4) 前3号に掲げるもののほか、ゆうあい熊野館に必要な附帯施設

(指定管理者による管理)

第4条 ゆうあい熊野館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) ゆうあい熊野館の施設及び設備（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収、減免及

び還付に関する業務

(3) 施設等の維持管理に関する業務

(4) 観光の振興を目的とする各種の催しの企画及び実施に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長がゆうあい熊野館の管理運営上必要と認める業務

(休館日及び利用時間)

第6条 ゆうあい熊野館の休館日は、毎月第3火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）とする。

2 ゆうあい熊野館の利用時間は、次の表のとおりとする。

施設名		利用時間
本館	宿泊施設	チェックイン 午後4時から
		チェックアウト 午前10時まで
	浴場	日帰り 午前10時から午後9時まで
		宿泊 午前6時から午前8時まで及び午前10時から午後10時まで
	介護風呂	午前10時から午後9時まで
	食堂	午前11時から午後7時30分まで
	宴会場	午前10時から午後9時まで
	売店	午前9時から午後7時まで
休憩所		午前10時から午後10時まで
温泉スタンド		終日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休館日又は利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の財産上の利益になるおそれがあると認められるとき。

(3) 長期間にわたる継続利用により他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。

(4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるときのほか、ゆうあい熊野館の管理上支障となるおそれがあると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、施設等の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき、又はゆうあい熊野館の管理上特に必要があるときは、利用の許可を取り消し、又は利用の許可に付した条件を変更し、若しくは利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例の規定に違反したとき。

(2) 利用の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 前条各号のいずれかに該当する理由が判明し、又は生じたとき。

(4) 不正の手段により利用の許可を受けたとき。

2 前項の規定による利用の許可の取消し、利用の許可の条件の変更又は利用の停止によって利用者に損害が生じることがあっても、市長及び指定管理者は、その責任を負わない。

(利用者の遵守事項)

第10条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 利用の許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。

(2) 火災又は盗難の発生防止に留意すること。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒否し、又は退去を命ずることができる。

(1) 感染性の疾患があると認められる者

(2) めいていしている者

(3) 他人に危害又は迷惑をかける行為をする者

(4) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を携行している者

(5) 前各号に掲げるもののほか、ゆうあい熊野館の管理上支障があると認められる者

(入館者の遵守事項)

第13条 ゆうあい熊野館に入館した者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を利用しないこと。

(2) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

- (3) 館内外を汚さないこと。
- (4) 定められた場所以外には出入りしないこと。
- (5) 許可なく物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (6) 許可なく貼紙その他の広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 浴場、介護風呂及び温泉スタンドの利用料金は、利用の許可のときに徴収し、宿泊施設及び宴会場の利用料金は、利用者が帰去するときに徴収する。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に掲げる基準額に1.5を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。
- 4 指定管理者は、ゆうあい熊野館の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て、浴場の利用に係る回数券及び会員券を発行することができる。
- 5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 2 指定管理者は、利用料金の減額又は免除をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することがで

きる。

- (1) ゆうあい熊野館の管理上特に必要があるため、施設等の利用の許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責任に帰することができない理由により、施設等を利用することができなくなったとき。

(違約金)

第17条 指定管理者は、宿泊施設の利用を予約していた者（以下「予約者」という。）が、当該利用を取り消し、若しくは日時を変更した場合又は当該利用の取消しを怠った場合において、必要があると認めるときは、違約金を徴収することができる。

- 2 前項に規定する違約金は、予約者が宿泊施設の利用をした場合に支払うこととなる利用料金の額を上限として、指定管理者が別に定める額とする。
- 3 前項の規定により指定管理者が定めた違約金の額は、常に公衆の縦覧に供さなければならない。

(原状回復)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は利用の停止を命ぜられたとき、若しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

- 2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(特別の設備の制限)

第19条 利用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の物品を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 利用者は、施設等を許可に係る利用目的以外に使用してはならない。

(損害賠償)

第21条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失させた者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市長による管理)

第22条 指定管理者の指定を取り消したときその他のやむを得ない理由があると市長が認めるときは、第4条及び第5条の規定にかかわらず、ゆうあい熊野館の管理は、市長が行うものとする。

2 前項の規定により市長がゆうあい熊野館の管理を行う場合にあっては、第6条第3項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、必要があると認めるときは」と、第7条、第8条、第9条第1項、第12条、第13条第7号、第14条第1項及び第2項、第15条第2項、第16条、第17条並びに第19条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第9条第2項中「市長及び指定管理者」とあるのは「市長」と、第14条の見出し、同条第1項から第3項まで、第15条（見出しを含む。）、第16条（見出しを含む。）及び第17条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第14条第3項中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、同条第4項中「指定管理者は、ゆうあい熊野館の利用促進のため必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、ゆうあい熊野館の利用促進のため必要があると認めるときは」と、第15条第1項中「指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長は、公益上特に必要があると認めるときは」と読み替えてこれらの規定を適用する。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月31日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の熊野地区農山村多面的機能活用施設設置及び管理に関する条例（平成9年八雲村条例第16号）の規定によりなされた利用の承認処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日松江市条例第438号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 24 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市八雲農山村多面的機能活用施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた利用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の松江市八雲農山村多面的機能活用施設設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成23年9月30日松江市条例第91号）

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日松江市条例第29号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の松江市八雲農山村多面的機能活用施設設置及び管理に関する条例の規定によりなされた使用の許可その他の処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなさ

れたものとみなす。

（浴場の利用料金の特例）

- 3 この条例による改正後の第14条第3項の規定にかかわらず、平成24年4月1日から同年5月31日までの間における浴場の利用料金は、次の表のとおりとする。

利用区分	単位	利用料金
大人（中学生以上）	1人	300円
小人（小学生以下）	1人	200円

備考 3歳未満の浴場の利用は無料とする。

附 則（平成25年12月20日松江市条例第60号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日松江市条例第55号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日より施行する。

附 則（平成31年3月29日松江市条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年7月12日松江市条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第14条関係）

利用区分				単位	基準額
本館	宿泊施設	大人（中学生以上） 1室1人当たり	1人利用	1泊	5,600円
			2人利用	1泊	5,070円
			3人以上利用	1泊	4,550円

	小人（小学生以下）		1人利用	1泊	3,970円
	1室1人当たり		2人利用	1泊	3,550円
			3人以上利用	1泊	3,130円
浴場	大人（中学生以上）			1人	410円
	小人（小学生以下）			1人	200円
介護風呂				1時間	930円
宴会場	洋室	全面	基本料金	2時間まで	10,475円
			超過料金	1時間	4,190円
		2／3面	基本料金	2時間まで	6,285円
			超過料金	1時間	2,618円
		1／3面	基本料金	2時間まで	4,190円
			超過料金	1時間	1,570円
	56畳和室	全面	基本料金	2時間まで	5,237円
			超過料金	1時間	2,095円
		半面	基本料金	2時間まで	3,142円
			超過料金	1時間	1,256円
	36畳和室	全面	基本料金	2時間まで	4,190円
			超過料金	1時間	1,570円
		半面	基本料金	2時間まで	2,095円
			超過料金	1時間	837円
	28畳和室		基本料金	2時間まで	3,142円
			超過料金	1時間	1,047円
	14畳和室		基本料金	2時間まで	1,570円
			超過料金	1時間	733円

		8畳和室	基本料金	2時間まで	1,047円
			超過料金	1時間	523円
		6畳和室	基本料金	2時間まで	733円
			超過料金	1時間	313円
温泉スタンド				300リットル	150円

備考

- 1 3歳未満の宿泊施設及び浴場の利用は無料とする。
- 2 利用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。